

【表紙】	
【提出書類】	大量保有報告書
【根拠条文】	法第27条の23第1項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	S B I インベストメント株式会社 代表取締役 北尾 吉孝
【住所又は本店所在地】	東京都港区六本木一丁目6番1号
【報告義務発生日】	令和4年2月22日
【提出日】	令和4年3月2日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】	2名
【提出形態】	連名
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社CaSy
証券コード	9215
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

(1)【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	SBIインベストメント株式会社
住所又は本店所在地	東京都港区六本木一丁目6番1号
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	平成8年6月7日
代表者氏名	北尾 吉孝
代表者役職	代表取締役
事業内容	有価証券の保有並びに売買 投資事業組合財産の運用および管理

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	SBIホールディングス株式会社 財務部 鈴木 崇弘
電話番号	03-6229-2175

(2)【保有目的】

当社が無限責任組合員となっている以下の投資事業有限責任組合の保有目的は純投資です。

SBIベンチャー企業成長支援投資事業有限責任組合
SBIベンチャー企業成長支援2号投資事業有限責任組合
SBIベンチャー企業成長支援3号投資事業有限責任組合
SBIベンチャー企業成長支援4号投資事業有限責任組合
TSVF1投資事業有限責任組合

(3)【重要提案行為等】

該当事項なし

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)			129,000
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O	P	Q 129,000
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		129,000
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (令和4年2月22日現在)	V	1,892,000
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		6.82
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

<p>1.当社が無限責任組員となっている以下の各投資事業有限責任組合（以下、「当組合」といいます。）が発行者の株式を保有しております。</p> <p>「SBIベンチャー企業成長支援投資事業有限責任組合」 9,000株 「SBIベンチャー企業成長支援2号投資事業有限責任組合」 15,000株 「SBIベンチャー企業成長支援3号投資事業有限責任組合」 27,000株 「SBIベンチャー企業成長支援4号投資事業有限責任組合」 18,000株 「TSVF1投資事業有限責任組合」 60,000株</p> <p>2.当組合は、発行者の普通株式（以下、「本件株式」といいます。）に関し、株式会社SBI証券に対し以下の通り確約しております。</p> <p>当組合は、本件株式の上場日より起算して90日を経過する日（令和4年5月22日）までの期間（以下、「処分制限期間」といいます。）は、当組合が保有する本件株式について譲渡、移転、担保権の設定、貸借、売付、これらに係る契約の締結、デリバティブ取引（取引の決済が本件株式その他の証券の交付、金銭又はその他の方法でなされるかを問いません。）及びその他の処分（他社への移管出庫を含みます。）、本件株式の転換若しくは交換されうる有価証券又は本件株式を取得若しくは受領する権利を表章する有価証券の発行、募集、当組合の指示により行為する法人又は個人に上記行為を行わせること、並びにこれらの行為を行う意図があることを発表又は公表することを行わないことを表明し、確約します。</p> <p>ただし、次の各号に掲げる場合はこの限りではありません。</p> <p>(1) 会社法第192条第1項に基づく単元未満株式の買取請求による発行会社株式の売却又は譲渡 (2) 売却価格が届出書に定める発行価格（処分制限期間中に発行会社が株式分割を実施した場合は株式分割考慮後の価格）の1.5倍以上であって（ただし、当該売却価格が立会外取引による場合には、当該売却に係る支払手数料またはこれに相当する対価を控除した売却価格が、届出書に定める売出価格の1.5倍以上であることを要します。）、株式会社SBI証券を通して本件市場またはToSTNeT市場で売却する場合。</p>
--

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	
借入金額計(X)(千円)	
その他金額計(Y)(千円)	141,400
上記(Y)の内訳	<p>SBIベンチャー企業成長支援投資事業有限責任組合、SBIベンチャー企業成長支援2号投資事業有限責任組合、SBIベンチャー企業成長支援3号投資事業有限責任組合、SBIベンチャー企業成長支援4号投資事業有限責任組合、TSVF1投資事業有限責任組合からの投資は、当該投資事業有限責任組合への組員からの出資金に基づくものです。</p> <p>平成28年12月1日付株式分割により2,277株を取得（無償交付） 令和3年10月27日付株式分割により124,700株を取得（無償交付） 残高は126,977株</p>
取得資金合計(千円)(W+X+Y)	141,400

【借入金の内訳】

名称（支店名）	業種	代表者氏名	所在地	借入 目的	金額 （千円）

【借入先の名称等】

名称（支店名）	代表者氏名	所在地

2【提出者（大量保有者） / 2】

(1)【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	SBI Ventures Two株式会社
住所又は本店所在地	東京都港区六本木一丁目6番1号
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	平成27年8月25日
代表者氏名	中路 武志
代表者役職	代表取締役
事業内容	有価証券の取得及び保有、並びに売却等

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	SBIホールディングス株式会社 財務部 鈴木 崇弘
電話番号	03-6229-2175

(2)【保有目的】

純投資

(3)【重要提案行為等】

該当事項なし

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	15,000		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O 15,000	P	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		15,000
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (令和4年2月22日現在)	V	1,892,000
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		0.79
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

当社は、発行者の普通株式（以下、「本件株式」といいます。）に関し、株式会社SBI証券に対し以下の通り確約しております。

当社は、本件株式の上場日より起算して90日を経過する日（令和4年5月22日）までの期間（以下、「処分制限期間」といいます。）は、当社が保有する本件株式について譲渡、移転、担保権の設定、貸借、売付、これらに係る契約の締結、デリバティブ取引（取引の決済が本件株式その他の証券の交付、金銭又はその他の方法でなされるかを問いません。）及びその他の処分（他社への移管出庫を含みます。）、本件株式の転換若しくは交換されうる有価証券又は本件株式を取得若しくは受領する権利を表章する有価証券の発行、募集、当社の指示により行わせる法人又は個人に上記行為を行わせること、並びにこれらの行為を行う意図があることを発表又は公表することを行わないことを表明し、確約します。

ただし、次の各号に掲げる場合はこの限りではありません。

(1) 会社法第192条第1項に基づく単元未満株式の買取請求による発行会社株式の売却又は譲渡

(2) 売却価格が届出書に定める発行価格（処分制限期間中に発行会社が株式分割を実施した場合は株式分割考慮後の価格）の1.5倍以上であって（ただし、当該売却価格が立会外取引による場合には、当該売却に係る支払手数料またはこれに相当する対価を控除した売却価格が、届出書に定める売出価格の1.5倍以上であることを要します。）、株式会社SBI証券を通して本件市場またはToSTNeT市場で売却する場合。

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額（W）（千円）	25,000
借入金額計（X）（千円）	
その他金額計（Y）（千円）	
上記（Y）の内訳	令和3年10月27日付株式分割により14,500株を取得（無償交付） 残高は14,500株
取得資金合計（千円）（W+X+Y）	25,000

【借入金の内訳】

名称（支店名）	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額（千円）

【借入先の名称等】

名称（支店名）	代表者氏名	所在地

第3【共同保有者に関する事項】

該当事項なし

第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

1【提出者及び共同保有者】

1. SBIインベストメント株式会社
2. SBI Ventures Two株式会社

2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

(1)【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	15,000		129,000
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O style="text-align: right;">15,000	P	Q style="text-align: right;">129,000
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		144,000
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

(2)【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (令和4年2月22日現在)	V	1,892,000
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		7.61
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		

(3)【共同保有における株券等保有割合の内訳】

提出者及び共同保有者名	保有株券等の数(総数) (株・口)	株券等保有割合(%)
SBIインベストメント株式会社	129,000	6.82
SBI Ventures Two株式会社	15,000	0.79
合計	144,000	7.61